第４章　施策の展開

１．情報提供・相談機能の充実

【課　題】

アンケート調査の結果を見ると、国・府及び市において取り組んでいる各種支援制度・施策については、まだまだ認知度が低くなっています。

母子家庭・父子家庭の悩みごとの相談相手として多かったのは、友人・知人や家族等でした。また、その他を合わせ、何らかの相談先を持っている人が大半を占めていましたが、相談先が無いと回答した人も母子家庭で約１割、父子家庭で約２割いることから、身近な相談窓口があることを広く周知していくことが必要です。

また、平成22年度から児童扶養手当が父子家庭にも拡充され、父子家庭の相談に応じる機会等が増えており、父子家庭への対応を充実する必要があります。

【具体的施策】

（１）情報提供の充実

ひとり親家庭の支援のため、国・府及び市において取り組んでいる各種支援制度・施策についての情報が入手できるよう、パンフレットなどの配布やインターネットなど様々な媒体を活用した情報提供を行い、周知・啓発に努めます。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
市ホームページによる周知	ひとり親家庭の支援制度・施策についての詳細をホームページに掲載し、必要な方に情報が届くよう努めます。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭
市広報による周知	ひとり親家庭の支援制度・施策についてのお知らせを、定期的に市広報に掲載し、情報提供に努めます。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭
啓発事業	国並びに府、各市及び各団体から送付されるひとり親家庭等の支援制度・施策も含む様々なパンフレット・チラシを男女共同参画センターや庁内及び出先窓口に配置し、啓発に努めます。	人権政策課	一般

（2）母子自立支援員等による相談事業の実施

ひとり親家庭が暮らしの中で子育てのことや生活のことなど、抱えている様々な悩み等を解消するため、「母子自立支援員による相談」、「市の女性相談」等による相談支援を実施し、必要な場合は関係機関へつなぎます。また相談支援体制の充実を図るため、関係機関との連携強化を図ります。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
母子自立支援員による相談	ひとり親家庭に対する総合的な窓口として、生活一般、資格取得、就業、離婚問題等についての相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭・寡婦家庭
児童家庭相談	家庭における 18 歳未満の児童の養育などについて、専門の相談員が相談を受け付けています。	子育て支援課	一般
子どもの発達相談	発達面に課題のある中学生以下の児童の保護者などに適切なアドバイスを行うため、発達相談員が相談を受け付けています。	子育て支援課	一般
子育て支援センターでの相談	市内 2 か所の子育て支援センターにおいて、電話・面談等での子育て相談や親子を対象とした教室の開催を通じて、育児不安の解消等、子育て家庭を支援します。	保育課	一般
子育て支援ネットワーク事業	各保育園の園庭開放を通じて、子育てに関する情報提供・助言・相談を行います。また、妊産婦の全戸訪問を行い、不安解消に努めます。	保育課	一般
各幼稚園での相談	就学前の幼児の子育てに関する相談を随時受け付けています。	教育指導室	一般
幼児教育センターでの相談	就学前の児童と保護者を対象として、毎月 2 回の専門家による子育て相談や、3 歳児広場、親子活動、子育て講座等を実施しています。	教育指導室	一般
子育て相談会	妊婦又は就学前の乳幼児と保護者を対象に、育児全般に関わる個別相談への対応を保健師・助産師・栄養士・心理相談員が行います。	健康づくり推進課	一般
発達相談	就学前の乳幼児と保護者を対象に、子どもの発達に関する相談への対応を主に心理相談員が行います。	健康づくり推進課	一般
家庭訪問による相談	妊婦、新生児、未熟児及び就学前の乳幼児と保護者へ訪問し、保護者と子どもの健康管理面や育児上の悩み、育児負担感等についての相談を、保健師又は助産師が対応します。	健康づくり推進課	一般
法律相談	離婚、家族関係、金銭問題、近隣とのトラブルなど法律上の悩みについて、弁護士による相談を行います。	情報公開課	一般

女性の悩み相談	生き方のこと、家族のことなど、女性が抱えるさまざまな悩みについて専門の女性カウンセラーが相談に応じます。	人権政策課	一般
女性のための電話相談	女性が抱える様々な問題を、研修を重ねた女性の相談員が相談者に寄り添ってお聴きします。	人権政策課	一般
人権なんでも相談	人権に関するさまざまな問題について人権擁護委員が相談に応じ、適切な情報提供などを行います。	人権政策課	一般
人権相談事業	事案に応じた適切な助言や情報提供により、人権侵害を受け、または受ける恐れのある市民が自ら主体的に判断し、課題を解決できるように支援します。	人権文化センター	一般
生活相談事業	生活上の様々な課題に対し、住民ニーズを発見し、対応することで住民の自立支援及び福祉の向上を図ります。	人権文化センター	一般

２．就業支援

【課　題】

アンケート調査の結果を見ると、母子家庭の母の約８割以上が就労していますが、うち「パート・アルバイト」が約半数を占め、就労による収入が年間200万円未満の家庭が半数を占めています。そのため、母子家庭について、収入や生活の安定を図ることが必要となっています。父子家庭においても、ひとり親になる前となった後では「正社員」、「自営」の割合が減少しており、就労収入の減少につながると考えられます。 また、アンケート調査の結果によると、母子家庭が就業のため取得したい資格・技能はパソコンが最も多く、次いでヘルパー・介護となっています。資格を有効に活用するための就労支援が必要であり、また就労支援サービスの周知を図る必要があります。

【具体的施策】

（１）就労支援のための相談機能強化及び支援体制の整備

ひとり親家庭等においては、子育てなどと両立させながら就職先を見つけ、就業を続けていくには、たいへんな困難が伴います。このため、様々な状況に応じて、きめ細やかな就業支援ができるよう、母子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、個人個人の実情に応じた就労支援を行います。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
ひとり親家庭自立支援プログラム策定員による就労支援	ひとり親家庭の親の状況・ニーズに応じて個別に自立支援計画を策定し、関係機関とも連携しながら、きめ細やかな自立・就労支援を行います。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭
「福祉から就労」支援事業	ハローワークと連携して、稼働能力や就労の意欲がある生活保護受給者等に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を行い、自立助長の促進を図ります。	生活支援課	母子家庭・父子家庭など（生活保護世帯）
地域就労支援事業	雇用・就労に至るまでの前段階において一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供し、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り、ハローワーク等の関係機関と連携し、働く意欲のある方への雇用・就労を実現していくための支援を行います。	商工観光課	母子家庭・父子家庭など

（２）就業に向けた能力開発への支援

より待遇の良い、より高い収入を得られる雇用先へ就職・転職するためには、就業に結びつきやすい資格を取得し、または技能を身につけることが重要となります。

このため、技能習得・資格取得のための機会の充実を図るとともに、そのための費用負担を軽減するなど、能力開発に対して支援します。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講した、ひとり親家庭の親に対し、講座終了後に受講料の一部を支給します。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭
母子・父子家庭高等技能訓練促進費	ひとり親家庭の親が２年以上養成期間等で修業する場合で、就業または育児と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のために、一定期間訓練促進費を支給します。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭
技能習得資金貸付	就労に必要な知識技能を習得する際の必要な授業料等に充てるため、母子寡婦福祉資金貸付（技能習得資金）を行います。	子育て支援課	母子家庭
技能習得期間中の生活資金貸付	就労に向けた技能習得期間中の生活の安定を図るため、母子寡婦福祉資金貸付(生活資金)を行います。	子育て支援課	母子家庭

３．子育てをはじめとした生活面の支援

【課　題】

アンケート調査の結果を見ると、母子家庭・父子家庭の年齢が、ともに 40 歳代がほぼ半数を占めています。ひとり親家庭においては、仕事、子育て、家事のすべてをひとりで担わなければならないことから、日常生活における子育て、家事の負担は大きくなっています。そのため、保育所や学童クラブ等は大変重要なサービスとなっています。引き続き、各種保育サービスの充実等の子育て支援事業の充実を図る必要があります。

【具体的施策】

（１）保育サービスの充実

ひとり親家庭では、子育てと生計を主にひとりで担うため、その両立が重要です。保護者の就労形態や労働時間、ライフスタイル等に合った保育サービスを提供できるよう、保育サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立支援を図ります。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
通常保育事業	保育に欠ける就学前児童を認可保育所にて保育を行います。	保育課	一般
保育所への随時入所	月途中の入所対応を行っています。入所日は、毎月１日・16 日で対応しています。なお、緊急の場合は、随時入所を実施しています。	保育課	一般
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育を行います。	保育課	一般
休日保育事業	認可保育所に通園する児童のうち、日曜日・国民の祝日等に保育に欠ける児童の保育を行います。	保育課	一般
一時保育事業	主に育児にあたる人の断続的な就労、病気等による緊急時、育児に伴う心理的や肉体的負担の解消のため、一時的に保育を行います。	保育課	一般
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育【施設型】）	認可保育所に通園する児童のうち、病気回復期にあたる児童を一時的に専用スペースにおいて保育します。	保育課	一般
障がい児保育事業	特に配慮を要する児童を保育所で健常児とともに集団保育することにより、当該児童の健全育成の充実を図っています。	保育課	一般
特定保育事業	就労形態の多様化に伴う断続的な保育ニーズに対応した保育を行います。	保育課	一般

子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により、児童の家庭での養育が困難になった時、児童養護施設等で一時的に養育します。	子育て支援課	一般
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者の残業等の理由により、平日の夜間、または休日に、家庭における児童の養育が困難になった時児童養護施設等で一時的に保護し、生活指導、食事の提供をします。	子育て支援課	一般
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（援助会員）が会員となり、子育ての援助活動を行う事業です。	子育て支援課	一般

（2）学童クラブ事業の充実

小学生を養育しているひとり親家庭の親が安心して仕事に従事できるよう、学童クラブの充実を図ります。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
学童クラブ事業	放課後、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、家庭的な愛情と知識、技術をもって指導することにより、児童の健全な育成を図るため、学童クラブを開設しています。	子育て支援課	一般
小学生育成事業	児童館事業では、小学生を対象に放課後や長期休み中の安全安心な居場所および健全な成長を図ることを目的に、集団活動を通じ、学習習慣の確立、遊び、仲間づくり、人権学習、スポーツ活動を実施しています。	児童館	一般

（３）母子生活支援施設を活用した生活支援

個々の様々な事情により、家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合、母子生活支援施設への円滑な入所に努め、入所家庭の早期の自立に向け支援を行います。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、18 歳未満の子どもを養育しており、生活上様々な事情により、子どもの養育が十分できない場合に、子どもといっしょに入所できる母子生活支援施設への円滑な入所に努めます。また、入所家庭の早期自立に向けた支援を行います。	子育て支援課	母子家庭

（４）公営住宅における優先入居の推進等

居住の安定を図るため、公営住宅への優先的な入居を推進する等、支援を行います。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
公営住宅入居等についての啓発	府営住宅の福祉世帯向けの募集制度について、啓発を推進します。	住宅政策課	母子家庭・父子家庭など

４．養育費の確保（ひとり親家庭になった理由が「死別」以外の方）

【課　題】

アンケート調査の結果を見ると、「養育費を一度も受け取ったことはない」が、母子家庭で約８割、父子家庭では９割以上となっています。そのため、養育費を確保するための情報提供等の支援を充実する必要があります。

また、養育費の取り決めなどについての相談機能や情報提供の強化が求められています。養育費に関する情報提供に努めるとともに、関係機関・関係団体との連携強化を図り、養育費確保に向けた支援が必要です。

【具体的施策】

（１）養育費確保の啓発の推進

子どもを養育しているにも関わらず、養育費の取り決めがされていなかったり、取り決めが行われていても支払われていない等その確保が必ずしもできていないケースが多く見られます。離別世帯であっても、子どもの養育の義務は両親にあります。子どもを養育しない親から養育費が支払われるよう、広報・啓発を推進するとともに、その確保ができるよう相談を実施します。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
養育費確保の啓発の推進	子と離別しても、養育費の支払いが親としての当然の責務であることを広く啓発します。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭
弁護士による法律相談	養育費の取り決めやその履行の確保など、法律に関する問題について、弁護士による法律相談を実施します。	情報公開課	母子家庭・父子家庭など

（２）離婚前相談の充実

養育費については離婚時に取り決めることが多いため、ひとり親家庭になってからでは十分に確保できない状況が考えられます。母子自立支援員による離婚前相談で、養育費の取り決めや履行確保等について必要な情報提供を行い、離婚後の適切な養育費確保に向けて支援します。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
離婚前相談	離婚を考えている人からの、離婚手続きや離婚後の生活について、母子自立支援員が相談を受け付けます。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭

５．経済的支援

【課　題】

アンケート調査の結果を見ると、母子家庭で就労している母のうち非正規のパート労働などが半数以上で、就労による収入が年間 200 万円未満の家庭が全体の半数を占めています。また、「子どもの進学をどこまで希望するか」について、「子どもの意志に任せる」が、母子家庭で約４割、父子家庭で、約６割を占め、次いで「大

学進学」が母子家庭で約４割、父子家庭で約２割となっています。

現在、ひとり親家庭において、児童扶養手当等の支給、就学援助、各種減免事業等を行っていますが、向学心に富みながら家庭の経済的理由で進学をあきらめることのないよう奨学金等貸付の各種事業を行い、生活の安定を図る支援を行う必要があります。

【具体的施策】

（１）児童扶養手当等の給付業務

ひとり親家庭に対し児童扶養手当の支給に関する情報提供に努め、適正な給付業務の実施を行います。また、その手続きの際に、ひとり親家庭に関する制度などの情報提供を行います。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
児童手当の支給	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的」として、中学修了前までの児童を養育している父母などに支給します。所得の状況などにより手当額は変わります。	子育て支援課	一般
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として支給されます。	子育て支援課	母子家庭・父子家庭
特別児童扶養手当の支給	中度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わって養育している方に支給されます。所得の状況などにより支給できない場合があります。	子育て支援課	一般
就学援助費の支給	要保護及び準要保護家庭に対して、学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費などの諸経費の一部を、所得に応じて援助します。	教育指導室	一般
①就園奨励費の支給 ②富田林市私立幼稚園園児補助金の支給	幼稚園の保育料及び入園料に対する就園奨励費の支給及び保育料減免制度の実施や、幼稚園園児補助金の支給を行います。	教育指導室	一般

（２）ひとり親家庭等医療費の助成の実施

ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図るため、ひとり親家庭医療費助成を行います。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
ひとり親家庭 医療費助成	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。（所得制限あり、生活保護法等他制度に該当する者は除く）	福祉医療課	母子家庭・ 父子家庭

（３）母子及び寡婦福祉資金の適正な貸付業務の実施

母子家庭や寡婦の自立促進に向けて、大阪府母子寡婦福祉資金の貸付を行います。また制度について積極的に情報提供を行うとともに、利用者の立場に立った適正な貸付事務の推進を図ります。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
大阪府母子寡婦 福祉資金の貸付	母子家庭の母や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り併せてその扶養している子の福祉を増進することを目的として、大阪府母子寡婦福祉資金の貸付を行います。（母子家庭のみ）	子育て支援課	母子家庭・ 寡婦家庭

６．人権尊重の社会づくり

【課　題】

ひとり親家庭等が、社会を構成する多様な家族形態の１つとして尊重され、その個性や能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築くため、母子家庭等の人権施策の推進が必要です。

【具体的施策】

（１）人権教育・啓発に関する施策の推進

ひとり親家庭及び寡婦が生活を送る上で、個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会、また、人権を尊重するまちづくりをめざし、人権教育・人権啓発活動の推進を図ります。

《個別事業》

施策（事業名）	内　　容	所　管	事業の対象
人権啓発事業	国並びに府、各市及び各団体から送付されるひとり親家庭等の支援制度・施策も含む様々なパンフレット・ちらしを男女共同参画センターや庁内及び出先窓口に配置し、啓発に努めます。	人権政策課	一般

発行：富田林市子育て福祉部 子育て支援課
住所：〒584－8511　大阪府富田林市常盤町１番１号
ＴＥＬ：0721－25－1000（代表）
ＦＡＸ：0721－24－8976
発行年月：平成 25 年３月